

①都道府	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					I 就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助制度の申請書の配布方法										
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法								(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法										
					ア. 教育委員会のウェブサイト掲載	イ. 自治体の広報誌等に記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校で就学援助制度の周知	キ. 教職員の説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2) (1)でケに○をした場合、その内容											
					ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童・生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会で全児童・生徒に対し申請書を配付	オ. 制度案内等は希望者に申請書を配付	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)	(2) (1)でキに○をした場合、その内容													
該当団体	37	37	37	37	0	29	12	8	27	19	23	4	1	8	8	30	5	1	0	3	2	3	3		
静岡県	静岡市	教育委員会学事課	054-354-2532	gakuj@city.shizuoka.lg.jp	http://www.city.shizuoka.jp/000_006121.html	○	○		○	○	○	○				○									
静岡県	浜松市	学校教育部教育総務課	053-457-2406	somu@city.hamamatsu-sz.ed.jp	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp	○			○	○	○	○				○									
静岡県	沼津市	沼津市教育委員会 学校管理課	055-934-4805	kyouku-so@city.numazu.lg.jp	https://www.city.numazu.shizuoka.jp	○			○	○	○					○									
静岡県	熱海市	教育委員会学校教育課	0557-96-6556	gakkokyoiku@city.atami.shizuoka.jp	http://www.city.atami.shizuoka.jp/	○		○	○							○									
静岡県	三島市	三島市教育委員会 学校教育課	055-983-2670	gakukyou@city.mishima.shizuoka.jp	http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn000216.html	○			○	○	○					○									
静岡県	富士宮市	富士宮市学校教育課	0544-22-1184	e-gakko@city.fujinomiya.lg.jp	http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/	○	○		○	○	○														
静岡県	伊東市	伊東市教育委員会 教育総務課 教育政策係	0557-32-1912	kyouku@city.ito.shizuoka.jp	http://www.city.ito.shizuoka.jp/kyouiku_soumu/html/gakusi/hpg000001717.html	○	○		○	○	○					○									
静岡県	島田市	教育部 教育総務課	0547-36-7952	kyoukusoumu@city.shimada.lg.jp	http://www.city.shimada.shizuoka.jp/kyouiku/syugakuenjo.html	○	○		○	○	○					○								次年度に小学1年生になるお子さんの保護者への入学説明会時に制度案内を配布すると共に申請書等を配布した。(在校生に対しては「ア」の対応となる。)	
静岡県	富士市	富士市教育委員会学務課	0545-55-2868	ky-gakumu@div.city.fuji.shizuoka.jp	http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kyouiku/c0202/fmervo000005pvv.html	○			○	○	○					○								学校だより等、保護者向けのお知らせに制度の紹介を掲載するよう各学校へ要請	
静岡県	磐田市	教育総務課	0538-37-4821	kyoikusoumu@city.iwata.lg.jp	http://www.city.iwata.shizuoka.jp/kyouiku/	○	○	○	○	○	○														
静岡県	焼津市	教育委員会 教育部 教育総務課	054-662-0512	kyoikusoumu@city.yaizu.lg.jp	https://www.city.yaizu.lg.jp/inkai/005.html	○	○	○	○	○	○					○									
静岡県	掛川市	教育委員会 教育部 学校教育課	0537-21-1156	gaku-kyouku@city.kakegawa.lg.jp	http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/kosodate/shoucho/syugakuenjo.html	○			○	○	○					○									
静岡県	藤枝市	教育政策課	054-643-3045	kyoikuseisaku@city.fujieda.lg.jp	http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/i/	○	○		○							○									
静岡県	御殿場市	教育部 学校教育課	0550-82-4534	gakko@city.gotemba.shizuoka.lg.jp	http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/kyouiku/d-2/d-2-2/303.html	○	○	○	○	○	○					○									
静岡県	袋井市	教育企画課	0538-44-3120	K-KIKAKU@city.fukuroi.shizuoka.jp	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/	○	○		○							○								PTA総会資料等に就学援助制度の案内を掲載	
静岡県	下田市	教育委員会学校教育課	0558-23-3929	s-kyou@city.shimoda.lg.jp	http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/	○						○				○									
静岡県	裾野市	教育部教育総務課	055-995-1837	syomu@city.susono.shizuoka.jp	http://www.city.susono.shizuoka.jp/kosodate/1/3/2571.html	○			○	○						○									
静岡県	湖西市	教育総務課	053-576-4792	kyousou@city.kosai.lg.jp	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/item/12754.htm#itemid12754	○										○								学校、福祉事務所、社会福祉協議会の連携により、それぞれの相談事業において開会している。	
静岡県	伊豆市	教育部教育総務課	0558-83-5470	kyouku@city.iizu.shizuoka.jp	http://www.city.iizu.shizuoka.jp/	○	○	○	○	○	○					○									
静岡県	御前崎市	教育総務課	0548-63-1128	kyosomu@city.omaezaki.shizuoka.jp	http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp	○			○							○									
静岡県	菊川市	教育文化部 教育総務課	0537-73-1136	kyouku@city.kikugawa.shizuoka.jp	http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp	○										○									
静岡県	伊豆の国市	教育部教育総務課	055-948-1444	kyouku@city.izunokuni.shizuoka.jp	https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/	○		○			○					○								入学説明会時に制度説明後、希望者に各学校で申請書を配布。 ・市民課・社会福祉課等に相談があった場合、教育委員会で配布。	
静岡県	牧之原市	教育文化部教育総務課	0548-53-2642	kyouku@city.makinohara.shizuoka.jp	https://www.city.makinohara.shizuoka.jp				○	○						○									世帯状況の変化及び支払い状況に応じて、随時、学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。
静岡県	東伊豆町	東伊豆町教育委員会事務局 学校教育係	0557-95-6207	kyouku@town.higashizu.lg.jp	http://www.town.higashizu.shizuoka.jp	○					○														
静岡県	河津町	教育委員会	0558-34-1117	Kyouku@town.kawazu.shizuoka.jp	http://www.town.kawazu.shizuoka.jp/						○					○								保護者に周知文書を配布	
静岡県	南伊豆町	南伊豆町教育委員会事務局	0558-62-0604	kyoin@town.minamizu.shizuoka.jp	http://www.town.minamizu.shizuoka.jp/				○	○						○									
静岡県	松崎町	松崎町教育委員会事務局	0558-42-3971	kyouku@town.matsuzaki.lg.jp	https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp	○	○		○	○	○					○	○								
静岡県	西伊豆町	教育委員会	0558-56-0212	kyouku@town.nishizu.shizuoka.jp	http://www.town.nishizu.shizuoka.jp/kakuka/kyouku/gakko/syugaku.html	○			○	○	○					○									
静岡県	函南町	函南町教育委員会 学校教育課	055-979-8121	gakko@town.kannami.shizuoka.jp	http://www.town.kannami.shizuoka.jp/	○		○	○	○	○					○									
静岡県	清水町	教育総務課	055-981-8221	kyoiku@town.shimizu.shizuoka.jp	http://www.town.shimizu.shizuoka.jp	○			○	○	○					○									
静岡県	長泉町	こども育成課	055-989-5529	gakko@nagaizumi.org	http://japan.nagaizumi.org	○					○					○									
静岡県	小山町	小山町教育委員会 こども育成課	0550-76-6122	kyodomom@town.shizuoka-oyama.lg.jp	http://www.fuji-oyama.jp/						○														
静岡県	吉田町	学校教育課	0548-33-2151	gakko@town.yoshida.shizuoka.jp	http://www.town.yoshida.shizuoka.jp	○		○			○					○									
静岡県	川根本町	川根本町教育委員会 教育総務課	0547-58-2555	kyouku-soumu@town.kawanehon.lg.jp	http://town.kawanehon.shizuoka.jp/			○			○					○									
静岡県	森町	学校教育課	0538-85-1112	kyo_gakkou@town.shizuoka-mori.lg.jp	http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/				○	○	○					○									
静岡県	御前崎市 牧之原市 学校組合	教育総務課	0548-63-1128	kyosomu@city.omaezaki.shizuoka.jp	http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp	○			○	○	○					○									
静岡県	牧之原市 菊川市 学校組合	教育文化部教育総務課	0548-53-2642	kyoiku@city.makinohara.shizuoka.jp	https://www.city.makinohara.shizuoka.jp				○	○						○									世帯状況の変化及び支払い状況に応じて、随時、学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。

II 平成29年度標準保護認定基準		(1)平成29年度における標準保護認定基準																										(2)(1)でシ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額			(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容		(5)その他	就学援助率																							
①都道府県	②市町村	ア生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ市区町村民税の非課税 ウ市区町村民税の減免 エ国民年金保険料の免除 オ国民健康保険料の減免または徴収の猶予 カ児童手当の支給 キ保護者が職業安定所登録日雇労働者 クPTA会費等の減免 ケ個人事業税の減免 コ固定資産税の減免 サ学校納付金の滞り、延滞等がある者、学用品等に不自由している者等保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、 シ経済的理由による欠席日数が多い者 ス保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者 セ生活福祉資金による貸付け ソ生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) タ生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) チ特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護最低限度額に一定の係数を掛けたもの ツ市区町村税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの テその他																										係数(倍率)	基準根拠		目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)																											就学援助率
		課税所得等の分類	基準額の時期	係数(倍率)	目安額(年額)	(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容																																																						
該当団体	37	28	29	26	27	26	30	19	17	24	24	18	17	21	20	13	9	7	0	9	29	29	29	29	0	0	9	14	37																															
静岡県	静岡市																														【課税所得等の分類】給与収入(税引き前) 【目安額】債家、新規の場合	10%未満																												
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			10%未満																												
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満																												
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	教育長が特別に認める者(特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額を参照する。他)	10%未満																													
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	災害により、当該年度において急激に生活状態が悪化したと認められる者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満																												
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	伊東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(2)基準根拠の基準額の時期は平成25年度	10%未満																													
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満																													
静岡県	富士市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	焼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【課税所得等の分類】当該年度の同一生計世帯の世帯全員の総所得額から、各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料のみ)後の額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満																													
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【課税所得等の分類】収入	10%未満																													
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満																													
静岡県	御殿崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	災害救助法の適用を受けている者で条件にある申し立てにより認定		5%未満																												
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【課税所得等の分類】対象者の収入は平成29年度所得証明等(平成28年収入)をもって判断している 【基準額の時期】生活保護基準額は平成24年度基準	5%未満																													
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額を参考にした独自の認定基準を使用。収入については養育費等を加味している。	10%未満																													
静岡県	湖西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5%未満																													
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満																													
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5%未満																													
静岡県	菊川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【課税所得等の分類】総収入	5%未満																													
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】平成25年度8月	5%未満																													
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	東伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基準所得だけでなく、地域民生委員の意見や学校長の意見書などを含めて総合的に判断し、認定している。	5%未満																													
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められたもの	5%未満																													
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	松崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特に松崎町教育委員会が必要と認める者	5%未満																													
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	教育委員会が特に必要と認める者	10%未満																													
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	II(2)の基準根拠 課税所得等の分類⇒「給与収入(税引き前)」 ※自営業者については、総所得額と民生委員調査、学校長の意見書等から総合判断	5%未満																													
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満																													
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10%未満																													
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他特別の事情により著しく生活が困窮していると認められる者	5%未満																													
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5%未満																													
静岡県	御前崎市 牧之原市 学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5 総所得(税引き前) 前々年度	350	5%未満																												
静岡県	牧之原市 菊川市 学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5 課税所得 当該年度	345	10%未満																												

		IV その他				
		通学用品等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄	
①都道府県	②市町村	ア、特に取組を行っている(把握している)	イ、取組を行っている(把握していない)	イに○をした場合、その内容		
該当団体	37	33	4	4		0
静岡県	静岡市	○				
静岡県	浜松市	○				
静岡県	沼津市	○				
静岡県	熱海市	○				
静岡県	三島市	○				
静岡県	富士宮市	○				
静岡県	伊東市	○				
静岡県	島田市		○		一部の学校において、希望する生徒への制服等のリサイクルを行っている。	
静岡県	富士市	○				
静岡県	磐田市	○				
静岡県	焼津市	○				
静岡県	掛川市	○				
静岡県	藤枝市	○				
静岡県	御殿場市	○				
静岡県	袋井市	○				
静岡県	下田市	○				
静岡県	裾野市	○				
静岡県	湖西市	○				
静岡県	伊豆市	○				
静岡県	御前崎市	○				
静岡県	菊川市	○				
静岡県	伊豆の国市		○		制服・ジャージのリサイクル	
静岡県	牧之原市	○				
静岡県	東伊豆町	○				
静岡県	河津町	○				
静岡県	南伊豆町	○				
静岡県	松崎町	○				
静岡県	西伊豆町	○				
静岡県	函南町	○				
静岡県	清水町		○		・購入教材について、毎年度精査している ・通学服のリサイクルをしている学校もある	
静岡県	長泉町	○				
静岡県	小山町	○				
静岡県	吉田町		○		希望する生徒への制服のリサイクル	
静岡県	川根本町	○				
静岡県	森町	○				
静岡県	御前崎市 牧之原市 学校組合	○				
静岡県	牧之原市 菊川市学 校組合	○				